

議 第 9 号

国立大学における授業料減免の水準維持
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

高等教育は、国民の知の基盤であるとともに、イノベーションを創出し、国の経済や文化の水準を高める原動力であり、意欲があれば、誰もが大学等で学ぶことができる社会の実現が求められている。

国は、経済的に修学が困難な大学生等を対象に、教育費の負担軽減を図ってきたが、来年度から、大学の授業料の減免等について、「新しい経済政策パッケージ」等に盛り込まれた高等教育無償化の制度の具体化に向け、「高等教育の修学支援新制度」に切り替える方針を決定した。

しかしながら、文部科学省の調査によると、現行制度では授業料減免の対象となっている国立大学の学部生のうち約1万9千人が、新制度では要件を満たさなくなり、授業料の負担が増加する見通しである。このため、進学ハードルが上がることや、学費を得るため学生がアルバイトにかかる時間が増加することなどが懸念されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、高等教育を受ける機会均等を保障するとともに、学生が学業に専念できる環境を整備するため、新制度へ移行後も、国立大学における授業料減免の水準を維持するよう強く要請する。